

## 第25回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年10月27日(木)午後2時  
大分市役所第2庁舎6階大研修室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 委員長あいさつ

#### 3. 議 事

##### (1) 条文案の検討について

##### (2) 市民意見交換会について

##### (3) 逐条解説について

##### (4) その他

現行案	委員対案	事務局変更案
<p>(総合計画)</p> <p>第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画の機会を確保するものとする。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。総合計画は、市の政策を定める最上位の計画である。</p> <p>2 総合計画の策定にあたっては、市民の参加を経て策定されなければならない。</p> <p>3 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 総合計画は、市民の参画の機会を経て策定されなければならない。</p> <p>3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。</p>

大分市まちづくり自治基本条例（素案）

市民意見交換会（案）

次 第

- 1 . 開 会 （ 検 討 委 員 ）
- 2 . 内 容 説 明 （ 検 討 委 員 代 表 挨 拶 ・ 自 己 紹 介 有 ）
- 3 . 意 見 交 換 （ 検 討 委 員 ）
- 4 . そ の 他 （ 検 討 委 員 ）
- 5 . 閉 会 （ 検 討 委 員 ）

## 1．大分市まちづくり自治基本条例（素案）について

### 1．大分市まちづくり自治基本条例とは

まちづくり自治基本条例とは、一般的に、市民、議会、行政が一緒に自治（市民主権のまちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

今までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか。議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

### 2．大分市まちづくり自治基本条例の必要性

地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協調の関係へと変わり、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化が進む中、厳しい財政状況により、政策の選択と集中を余儀なくされている行政が行う取り組みのみでは、全ての市民ニーズに対応することが難しくなっていることから、政策の形成過程等から市民が関わるができるように、基本的な方針などを明らかにすることも求められています。

このような時代の変化や要請に応え、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを協働して進めるために、市民、議会、行政それぞれの役割や責務を明らかにし、ルール化したものがまちづくり自治基本条例です。

### 3．大分市まちづくり自治基本条例ができた後のまちづくり

本条例に規定される内容の大部分は、既に大分市においても取り組まれているものであり、条例ができたことによって、「大分市のまちづくりが、すぐに大きく変わる」ということにはならないかもしれませんが、必要な情報を共有することで、市民参画の機会が確保され、市民の意見がより市政に生かされるようになりますので、今まで以上に市民主体のまちづくりが進むものと期待されます。

## 2. 大分市まちづくり自治基本条例（素案）のポイント

自治の基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指す  
ために市民主権でまちづくりを行う

市民総参加の原則  
大分市のまちづくりに全ての  
市民が参加することができるこ  
とを示しています。

情報共有の原則  
大分市のまちづくりに必要な  
情報は皆で共有し、役立ててい  
くことを示しています。

自治の基本原則

協働の原則  
大分市のまちづくりに取り組むにあたっては、市民、  
議会、行政がそれぞれの役割分担の下、一緒になって行  
動していくことを示しています。

## 市民・議会・行政の役割と責務

大分市まちづくり自治基本条例制定後の大分市では、以下の役割分担が求められます。

市民は、まちづくりに  
参画することができ  
ます。  
市民は、市政に関する  
情報について、公開又は  
提供を求めることがで  
きます。  
市民は、互いに権利を  
尊重し、理解し、及び協  
力するよう努めます。  
市民は、自らの発言と  
行動に責任を持ちます。

### 市民

大分市に暮し、学び・働く人

条文の一部を抜粋

市民の幸せな  
暮らしの実現

### 議会

議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担います。  
議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有します。

### 行政

市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行その他の権限を適正に行使します。  
公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民福祉の向上に努めます。  
職員は、全体の奉仕者として、公正・公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念します。

### 3. 大分市まちづくり自治基本条例（素案）の構造図

#### 前 文

市民として、本市の豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定することを宣言しています。

#### 第1章 総則

#### 1 目 的

市民主体による自治の実現を図ることを目的としています。

#### 2 定 義

「市民」、「市長等」、「協働」、「総合計画」の定義付けをしています。

#### 第2章 理念及び原則

#### 3 基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主権のまちづくり

#### 4 基本原則

市民総参加の原則  
情報共有の原則  
協働の原則

#### 第3章 役割等

#### 市 民

5 市民の権利  
6 市民の責務

#### 議 会

7 議会の基本的役割と責務

#### 市 長 等

8 市長等の基本的役割と責務  
9 市長の基本的役割と責務  
10 職員の責務

#### 第4章 自治の仕組み

#### 行政運営

〔 計画的に業務を行うための総合計画や健全な財政運営、行政評価や情報公開など市民に開かれた行政運営の仕組み等を規定しています。 〕

11 総合計画 12 財政運営 13 政策法務 14 条例の制定等の手続 15 行政評価  
16 行政手続 17 情報公開 18 個人情報の保護 19 権利保護及び苦情対応  
20 危機管理体制の整備等 21 行政組織の編成

#### 市民参画等

〔 市民のまちづくりへの参画や意見を述べる機会の確保など、市政への参画の仕組み等を規定しています。 〕

22 市民参画 23 協働の推進 24 市民提案 25 市民意見の聴取 26 住民投票  
27 審議会、懇話会等

#### まちづくりの推進

〔 地域コミュニティの支援や多様な文化の尊重など、さらなるまちづくりへの取組みを規定しています。 〕

28 都市内分権 29 地域コミュニティ 30 連携及び協力 31 多様な文化の尊重等

#### 第7章 附則

#### 32 この条例の位置付け

本市の自治の最高規範であることを規定しています。

#### 附 則

施行期日  
この条例の見直し

数字は条文Noを示します。

## 大分市まちづくり自治基本条例（素案）

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念及び基本原則（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 市民、議会及び市長等の役割等

第 1 節 市民（第 5 条・第 6 条）

第 2 節 議会（第 7 条）

第 3 節 市長等（第 8 条 - 第 10 条）

第 4 章 行政運営（第 11 条 - 第 21 条）

第 5 章 市民参画等（第 22 条 - 第 27 条）

第 6 章 まちづくりの推進（第 28 条 - 第 31 条）

第 7 章 この条例の位置付け（第 32 条）

附則

#### < 前文 >

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、<sup>ほうじょう</sup>豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで豊かな水に恵まれた大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市をこよなく愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を築くなど、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。

わたしたち大分市民は、互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

#### < 第 1 章 総則 >

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、

議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他のまちづくりの基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（ 1 ）市内に住所を有する者

（ 2 ）市内に通勤し、又は通学する者

（ 3 ）市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。

3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合っ

て共通の課題解決に取り組むことをいう。

4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

#### < 第 2 章 基本理念及び基本原則 >

（基本理念）

第 3 条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

（基本原則）

第 4 条 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。

（ 1 ）市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

（ 2 ）情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。



### (3) 協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

## <第3章 市民、議会及び市長等の役割等>

### 第1節 市民

#### (市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。

(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。

(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。

3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

### 第2節 議会

#### (議会の基本的役割と責務)

第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

### 第3節 市長等

#### (市長等の基本的役割と責務)

第8条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。

4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。

5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

6 市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

#### (市長の基本的役割と責務)

第9条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。

2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。

4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

#### (職員の責務)

第 10 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適切に対応しなければならない。

### <第4章 行政運営>

#### (総合計画)

第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

#### (財政運営)

第 12 条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

#### (政策法務)

第 13 条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

#### (条例の制定等の手続)

第 14 条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

#### (行政評価)

第 15 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。

2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

#### (行政手続)

第 16 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。

#### (情報公開)

第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

#### (個人情報の保護)

第 18 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

#### (権利保護及び苦情対応)

第 19 条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の整備等)

第 20 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

(行政組織の編成)

第 21 条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

## < 第 5 章 市民参画等 >

(市民参画)

第 22 条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。

2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(協働の推進)

第 23 条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

(市民提案)

第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(市民意見の聴取)

第 25 条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

(住民投票)

第 26 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(審議会、懇話会等)

第 27 条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。

2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。

## <第6章 まちづくりの推進>

(都市内分権)

第28条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

(地域コミュニティ)

第29条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(連携及び協力)

第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

(多様な文化の尊重等)

第31条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

## <第7章 この条例の位置付け>

第32条 市民、議会及び市長等は、本市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

## <附 則>

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(この条例の見直し)

2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

## 【市民意見交換会アンケート】(案)

本日は、市民意見交換会にご参加いただき、ありがとうございます。  
本日の市民意見交換会で感じられたことなどについて、ご記入をお願いします。

(以下の各項目について、□に☑チェック又はご記入願います。)

問 1 あなたの年齢、性別を にチェックしてください。

年齢： 20歳未満      20歳代      30歳代      40歳代  
         50歳代      60歳代      70歳以上  
性別： 男性      女性

問 2 本日の市民意見交換会をどのようにしてお知りになりましたか。

市報      市ホームページ      地域役員の紹介  
検討委員の紹介      その他(      )

問 3 市民意見交換会に参加しようと思った理由は何ですか。

大分市の事業に関心があるから  
市政への市民参加に関心があるから  
まちづくり自治基本条例に関心があるから  
知人、友人に誘われたから  
その他(      )

問 4 「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の内容について

理解できた      どちらとも言えない      理解できなかった

問 5 「問4」で「どちらとも言えない」または「理解できなかった」を選択した  
かたにお聞きします。どのような点について、そう思いますか。

(      )

問 6 平成23年度中に「大分市まちづくり自治基本条例」を制定する予定ですが、  
制定の状況を市民のみなさまにお知らせするには、どのような方法がよいと思  
いますか。

市報への掲載      市ホームページへの掲載      シンポジウムの開催  
パンフレット等の作成      その他(      )

ご意見をお書きください。

ご協力ありがとうございました。

なお、市ホームページには、これまでの「大分市まちづくり自治基本条例」(素案)の検討状況について掲載しております。

また、ご意見は、パブリックコメント(11月1日～11月30日)でも受け付けております。

## 大分市まちづくり自治基本条例（素案）

## Q &amp; A（案）

## 1. 全般事項について

## Q1. 「まちづくり自治基本条例」って、そもそも何？

A1. まちづくり自治基本条例とは、一般的に、市民、議会、行政が一緒に自治（市民主権のまちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

今までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか。議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

## Q2. 「まちづくり自治基本条例」はなぜ必要？

A2. 地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から、対等協調の関係へと変わり、地方にとっては、地域の特性に合ったまちづくりを進められるようになってきたと同時に、主体的な政策判断を行う責任が、より大きくなってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化が進む中、厳しい財政状況により、政策の選択と集中を余儀なくされている行政が行う取り組みのみでは、全ての市民ニーズに対応することが難しくなっていることから、政策の形成過程等に対する市民の関わりが、より重要になってきており、また、市民が行政への参画を行う際の基本的な方針などを明らかにすることも求められています。

このような時代の変化や要請に応え、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを進めるために、市民、議会、行政それぞれの役割や責務を明らかにし、ルール化したものがまちづくり自治基本条例です。

**Q 3 . 「まちづくり自治基本条例」ができると何がかわるのか？**

A 3 . 「まちづくり自治基本条例」に規定する内容の大部分は、既にこれまでも大分市において取り組んできています。

例えば、協働の推進においては、これまでも様々な場面において、市民の皆さんと市が連携しながら課題の解決にあたってきました。

今後は、この条例により、まちづくりにおける市民、議会、行政それぞれの役割や責務が明確になり、必要な情報を共有することで、市民参画の機会が確保され、市民の意見がより市政に生かされるようになります。

**Q 4 . 他都市の制定状況は？**

A 4 . 現在、全国において200以上の自治体が「自治基本条例」または「まちづくり基本条例」を制定済みです。

政令指定都市では、川崎市をはじめ5市（川崎市、札幌市、新潟市、静岡市、北九州市）、大分市と同じ中核市では、豊田市をはじめ6市（豊田市、宇都宮市、岐阜市、高松市、熊本市、函館市）が制定済みとなっています。

また、九州管内では、熊本市をはじめ12市（熊本市、うきは市、薩摩川内市、福津市、由布市、合志市、えびの市、出水市、石垣市、北九州市、嘉麻市、筑紫野市）、大分県内では九重町と由布市が制定済みとなっているところです。

**Q 5 . 日本国憲法や地方自治法と「まちづくり自治基本条例」の関係は？**

A 5 . 地方自治の基本的な骨格は、既に日本国憲法と地方自治法に定められています。

今回の「まちづくり自治基本条例」は、大分市の特徴を生かした独自のまちづくりや、市民が主体となったまちづくりを進めるために必要な大分市の最高規範としていますが、その内容は、憲法や法律の規定に反するものではなく、それらの規定のうち、まちづくりや自治を進める上で特に重要なものを改めて確認したり、あるいは、それらに規定されていない事項を定めるものとしています。



**Q 6 . 大分市が策定している「大分市市民協働基本指針」との関係は？**

A 6 . 大分市では、平成 1 8 年 1 0 月に「みんなで住みよいまちづくり」と題して、「大分市市民協働基本指針」を策定しています。

この基本指針は、最近薄れつつある地域社会での人と人とのつながりなど、もう一度自分たちが暮らす地域社会について考え直し、みんなの手でより良い地域に作り直すきっかけとして、市民が行う活動を行政がサポートするという意味で、市民協働の道筋を描いたものです。

今回の「まちづくり自治基本条例」では、その原則の一つとして「協働の原則」を定めていますが、この「協働の原則」をまちづくりにどのように活かしていくかということについての具体的な定めが、「大分市市民協働基本指針」になります。

また、今まで市民協働の手順として基本指針のみで運用していたものを条文化することにより、協働のルールはより確実なものとなったといえます。

**Q 7 . 「まちづくり自治基本条例」と他の個別条例の関係は？**

A 7 . 「まちづくり自治基本条例」は、大分市の最高規範と位置付けられています。

よって、他の条例、規則、要綱等を制定・改正する際には、この条例の趣旨を尊重し、あるいは、他の条例の解釈や運用の指針とするなど、この条例と他の条例との整合性が保たれるようにしなければならないということが、市民、議会、行政の共通の約束事となります。

また、市民においては、大分市の自治やまちづくりを担う主権者として、この条例に定める市民の権利や責務を念頭に置きつつ、行動すべきであるということの意味しています。

**Q 8 . 大分市の「まちづくり自治基本条例」の大きな特徴は？**

A 8 . 大分市の「まちづくり自治基本条例」のコンセプトは、歴史、自然、文化、産業と先人たちが築いたものを誇りとし、次の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権のまちづくりを行うこととしています。

また、市民の権利、責務において、次の世代となる子どもたちが健やかに育つ環境を求めることができ、大人はその環境作りに努めなければならない責務を規定していることが大きな特徴といえます。

**Q 9 . この条例案はどのような過程でできたか？**

A 9 . この条例の制定に向けた検討の動きは、平成 1 9 年 8 月に市役所職員による庁内研究チームが発足し、他都市の状況等を研究する中、大分市も自治基本条例の検討を行うべきという結論から、平成 2 0 年 6 月に市民、議会、行政の代表者で構成する「大分市自治基本条例検討委員会」を立上げ、条例の必要性から検討を進めてきました。

この基本条例は、大分市が市民主体の自治を実現するためのルール作りであると考えていることから、同検討委員会では、この素案ができあがるまでに、専門部会を含む延べ 8 7 回に及ぶ検討会を重ね、検討委員会が主体となって、本日も提案の素案を作成したところです。

今後は、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、再度検討委員会で協議を行い、今年度中の条例制定を目指したいと考えています。

**Q 1 0 . 条例の内容に具体性がなく分かりにくい。**

A 1 0 . この条例は、大分市の自治を行う上での基本的なルールについて定めるものと位置付けています。したがって、今後、本市が行うべき政策や施策の詳細については、この条例の基本理念を柱にして、その他の各個別条例や計画等において具体的に定め、これにより市政を行っていくこととなります。

**Q 1 1 . このような基本条例は当たり前なことなので、必要ないのではないか？**

A 1 1 . この条例の内容は、今までも本市において取り組んでいることがほとんどであり、検討委員会の検討の際にも、自治基本条例の必要性について議論をいたしました。

その議論の結果、これまで大分市では、「協働によるまちづくり」を柱とする市民を主体とした様々な取組が進められてきたが、こうした市民を中心としたまちづくりの取組が、今後の市政においても変わらず行われるように、その仕組みを明記したものが必要であるということとあわせて、まちづくりに関して、市民、議会、行政の役割や責務を確認するための条例を制定するべきであるという結論に達したところです。

### Q 1 2 . 条例とはどういうものか？

A 1 2 . そもそも条例とは、日本国憲法第 9 4 条に「地方公共団体は、・・・法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されていることを根拠として、法で規制されていないものなどについては、任意に条例を定めて規制をすることができる仕組みとなっています。

簡単に言うと、大分市が作る大分市の中だけで通用する大分市専用の法律ということになります。

## 2 . 前文について

### Q 1 . 前文とは何か？

Q 1 . すべての条例に必ずあるというものではありませんが、いわゆる「自治基本条例」と言われる条例の前には、一般的にその条例を定めた経緯などを記した文章が記載されています。

前文の形は自治体によって様々であり、どれが正解ということはありませんが、一般的にはまちづくりに取り組む前提として、自分達のまちはどのようなものかを記したものが多ようです。

大分市においては、条例本文への導入部として、私たち大分市民の愛するふるさとの姿や、歩んできた歴史的背景等を謳い、大分市のまちづくりの最高規範となるこの条例を定める市民の誓いを表しています。

## 3 . 第 1 章 総則について

( 第 1 条関係 )

### Q 1 . 「目的」の「市民主体による自治の実現」とはどういう意味か？

A 1 . 「自治」という言葉の本来の意味は、文字通り自らが治めるということですが、本条例案では、「自治」とは、市や自治会等において意思決定を行う際の仕組みや方法であると考えています。

大分市を運営する際の意思決定やその仕組み、方法を決定するのは、最終的には市民であることから、地域づくりやまちづくりの活動が市民によって主体的に行われ、また、市民の意見を適切に反映した行政運営が行われるようになったとき、この条例の目的である「市民主体による自治の実現」が果たされることとなります。

(第2条関係)

**Q2 . 「定義」の「市民」は、どの範囲まで含むのか？**

A2 . 通常「市民」といえば、大分市に住所を有している人いわゆる「住民」が対象になるものと思います。

しかし、市政を行う上で、そのサービスは必ずしも「住民」のみに限定したものばかりではなく、場合によっては、市道の整備(通行)など市外の人を受けられるサービスも存在します。

また、これからのまちづくりは、大分市に住む人のみではなく、大分市に関わりのある人全ての力が必要となってきます。

こうした考えから、本条例案における「市民」とは、「市内に住所を有する者」、「市内に通勤し、又は通学する者」、「市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」としています。

具体的には、市外から市内の会社に勤めにきている人、市外から市内の高校や大学等に学びにきている人、市内に事業所等を構え、業を営んだり活動をしたりする個人や法人、その他の地域活動団体など、大分市に関係のある人を広く「市民」として捉えています。

**4 . 第2章 基本理念及び基本原則について**

(第3条関係)

**Q1 . 「基本理念」の「市民の幸せな暮らしの実現」とはどういう意味か？**

A1 . 「幸せな」とは、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「幸せ」を実感できることを意味しています。

市民一人ひとりが主体となってまちづくりを進めながら、自らが幸せを実感でき、また、周りの人にも幸せという実感を抱かせるような状態を目指すということと考えています。

(第3条関係)

**Q2 . 「市民主権によるまちづくり」とはどのような意味か？**

A2 . この条例における「市民」とは、「市内に住所を有する者」、「市内に通勤し、又は通学する者」、「市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」としています。

本市におけるまちづくりは、当然「市内に住所を有する者」が主役となって行われるものですが、市外からの流入人口が多い本市の特性や、まちづくりにおいて事業者や団体が果たす役割が重要性を増している最近の状況を見据えたとき、本市が、自己決定、自己責任による独自のまちづくりを進めていく上では、大分市に住所を有する人のみではなく、通勤者や通学者、企業等の法人を含め、大分市に関わりのある全ての力が必要となってきます。

また、「市民主権」という言葉については、この条例で規定する「市民」の全てが同じ内容の主権を有するという意味ではなく、それぞれの市民が有する権利は、その市民が個人であるか法人であるか、また個人である場合に、市内に住所を有するものであるかどうかによって、それぞれに違いがあることになりませんが、そうした違いがあることを前提としながらも、それぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことが、本市のまちづくりを発展させ、ひいては住民自治の確立へと繋がっていくものと考えられることから、それらを踏まえ、ここでは「市民主権によるまちづくり」という言葉を使っています。

**5 . 第3章 市民、議会及び市長等の役割等**

(第5条関係)

**Q1 . 「市民の権利」第1項の「安心して安全かつ快適な生活」とは？**

A1 . 市民生活における大前提であると捉えており、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全、快適に過ごすことができる環境をいうものですが、これらを行政などに対して求めるだけでなく、こういった環境を求めて、市民が自発的に努力して取り組んでいくことができるという意味を含んでいます。

(第5条関係)

**Q2. 「市民の権利」第3項の「まちづくりに参画」とは？**

A2. 例えば、市が行う事業や各種計画の策定などの際に市民が参加し、自らに意思を表明する場を設けることや、市民提案としての意見や提言等を市政に反映させる制度の活用など、様々な場面で市民がまちづくりに参画できることを規定しています。

市民は、こういった制度を活用しながら自主的に参加することで、まちづくりに参画する権利を行使することができます。

また、自治会やPTA、子ども会、老人会など地域が行う行事に参加することもまちづくりへの参画の一つと言えます。

(第5条関係)

**Q3. 「市民の権利」第3項の子どもの「年齢に応じたまちづくりへの参画とは？**

A3. ここでの子どもとは、年齢により選挙権を有していない市民のことを想定しています。

そういった子どもができるまちづくりへの参画の方法は、学校などでの学業に励み、その中で大分市の歴史や地理を学ぶこと、学校生活における集団生活や地域の子供会活動などを通して、社会性を身につけることなども、子どものうちにしかできないまちづくりへの参画の第一歩だと考えます。

また、ボランティアごみ拾いへの参加や、ごみのポイ捨てをしないなどということも、まちづくりへの参画と言えますし、市政に対する意見を子どもの視点から表明することなども考えられます。

こういったことができることを、特に子どもの権利としてうたっています。

(第6条関係)

**Q4. 「市民の責務」とあるが、これを守らないときには罰則があるのか？**

A4. 「市民の責務」は、「市民の権利」に対応し市民が負うべき責務について、具体的に規定するものであり、自治やまちづくりに関わる市民の主体性をより一層明確にするための規定です。そのため、この条例において定められるような、例えば、「まちづくりへの参画」をしなかったからと言って、何か罰則があるということはありません。

ただ、関係する事項等について、上位の法律やそれぞれ個別の条例によって罰則規定がある場合は、その関係法令や個別条例によって罰則が適用される場合があります。

(第6条関係)

**Q 5 .「市民の責務」第 1 項第 3 号の「自らの発言と行動に責任を持つこと」とは？**

A 5 .この第6条は、第5条で規定した市民の権利に対応する市民の責務を規定したのですが、そのうちの第3号は、まちづくりへ参画する場合には、単に自らの権利のみを主張したり、市民として守るべきルールに反する行動を慎むなど、自分が発言する意見や行動に責任を持つことを規定しています。

(第6条関係)

**Q 6 .「市民の責務」第 1 項第 5 号の「市税等、応分の負担を負う」とは？**

A 6 .本条例案第5条の市民の権利において、行政サービスを受けることができるとしていますが、ここでは、行政サービスを受けるにあたっては、それに見合う負担を負うことを規定しています。

住民であれば市税を払うことは当然の義務ですし、市外からの通勤者などについても、本市が定めるルールを守ることや、自発的にボランティア活動へ参加することなどの負担を負う場合があることを想定しています。

(第6条関係)

**Q 7 .「市民の責務」第 2 項の「将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作り」とは？**

A 7 .本条例案第5条第5項と表裏一体の規定ですが、子供が健やかに育つための環境作りは、将来の大分市を見据えた場合には非常に大切な事柄であると考えます。

ここでは、大人がそうした環境を整えていく責任があるということを規定しています。

(第6条関係)

**Q 8 .「市民の責務」第 3 項の事業者等の責務とは、どのようなものか？**

A 8 .本条例案では、市民の定義を広く捉えることにより、大分市で活動する事業者、地域活動団体等も市民と位置付けられています。

ここでは、そういった事業者等も地域社会の中で市民としてまちづくりの推進に貢献するように努力していくことを規定しています。

例えば、自治会の中に所在する事業所等は、まちづくりへの参加の一つとして、自治会が行う活動に積極的に参加又は手助けをするなど、地域社会との調和を図ることなどが挙げられます。

(第7条関係)

**Q 9 . 「大分市議会基本条例」との関係について**

A 9 . 大分市では、平成 2 1 年 4 月 1 日から「大分市議会基本条例」を施行しています。

今回の「まちづくり自治基本条例」を検討する際に、大分市には「議会基本条例」が先行して存在することから、条例の体系についても、議会に関する事項をどのようにするか議論になったところですが、「議会基本条例」は、あくまでも「議会における最高規範」であることや、大分市の自治の最高規範として制定を目指す「自治基本条例」には「市民・議会・行政」に関することが全て必要であろうという意見から、この第7条を設けることとしました。

このようなことから、この第7条は「大分市議会基本条例」に規定する内容を尊重し、その根幹部分のみを規定したものとし、詳細の規定については、第4項において「別に条例で定めるところによる。」としています。

(第7条関係)

**Q 1 0 . 「議会の基本的役割等」第2項の「二元代表制」とは？**

A 1 0 . 国政においては、国民が国会議員を選んで、その国会議員の中から内閣総理大臣が選ばれる、いわゆる議院内閣制となっていますが、一方、地方自治体では、議員と首長を別々に直接市民が選挙で選び、それぞれが市民からの信託により職務を行う仕組みとなっています。これを「二元代表制」といいます。

従って、第2項の「二元代表制の一翼を担う」となっているのは、議員(議会)と、もう一方は市長のことです。

(第8条・第9条関係)

**Q 1 1 . 「市長等の基本的役割と責務」と「市長の基本的役割と責務」の違いは？**

A 1 1 . 第8条の「市長等」の意味については、第2条で定義していますが、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び水道事業管理者が含まれるとなっており、また、その他の執行機関の中には、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が該当します。なお、「市長」は執行機関のうち、最も代表的なものとなります。

第8条では、市長を含む執行機関の基本的な役割や責務を規定しています。

一方、第9条は、「市長等」の中でも特に「市長」のみにかかる基本的役割と責務を別出しにして規定したものです。



## 6. 第4章 行政運営について

(第4章全般)

**Q1. この章については、法律や他の条例により既に行われているものばかりです。敢えてこの条例に謳う理由を教えてください。**

A1. これにつきましては、検討委員会の市政運営に関する部会の中でかなり協議を行いました。これらは既に運用しているものであり、中には法律で義務付けられているものもありますが、各条文が本市の行政運営において非常に重要なものであり、市の姿勢として示すことが必要であるということで、この条例に謳っております。

(第11条関係)

**Q2. 地域主権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画は策定の必要がなくなると聞きましたが、定める必要があるのですか？**

A2. 地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、市町村の基本構想の策定に関する義務付けの廃止が示されました。これにより地方自治法が改正され、基本構想の義務付けはなくなりましたが、やはり本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想は必要であると考えていますので、むしろこの基本条例に謳うべきであると考えております。

なお、平成18年4月に施行された「大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例」により、基本計画は市議会の議決を経るものとなっています。

(第13条関係)

**Q3. 政策法務って何ですか？**

A3. 地方分権や地域主権が進む中で、地方自治体では様々な行政課題に対して国の指示や通知に頼るのみでなく、自治体が自ら考え創意工夫しながら、制度を自ら設計し運営していく必要性が高まっています。一方で、行政における、より適正で透明な手続や市民に対する説明責任などは、一層重くなっています。この自ら考え、責任を持って法的な判断をし、条例等の立案をすることを「政策法務」といいます。

今後、自治体の職員は、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の一層の向上が必要になり、特に、政策法務については、職員の中に幅広く浸透させ、既存の法令を学ぶことはもとより、整合性、妥当性をもった立法能力、柔軟な法令解釈能力を個々の職員が持つことが必須であると考えています。

## 7. 第5章 市民参画等について

(第23条関係)

**Q1. 「協働の推進」第1項の「協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない」とあるが、ここは「協働によるまちづくりに取り組まなければならない」ではないのか？**

A1. 本条例案第2条「定義」第3項に「『協働』とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう」と規定しています。

したがって、本条例案第23条第1項は、関係者が目的と情報を共有し、相互理解と信頼関係のもと、協働してまちづくりに取り組むことを規定しています。

ただし、検討する過程において、「協働」というのは「責務を負わせるものでない」という観点もあるため、強制するような表現は適当でないと考え、このような努力義務として規定しています。

なお、続く第2項は、行政からの一方的な協働とならないよう、市民の自主性及び自立性に配慮することを、行政の義務として規定しています。

(第25条関係)

**Q2. 「市民意見の聴取」第3項に「あらゆる機会を通じて」とあるが、具体的に「あらゆる機会」とは？**

A2. ここでの「あらゆる機会」とは、ホームページからのご意見や庁舎などに設置されている「市長へのひとこと」というホワイトボックスはもとより、窓口での対応時や会議・打合せ時など、市民と関係するさまざまな機会があると考えています。

(第26条関係)

**Q3. 「住民投票」を規定しているが、このことを規定する意味は？  
また、近い将来、市は住民投票を行う予定なのか？**

A3. 「住民投票」を規定することの意味は、市政の重要事項について住民の意思を直接確認することができる、言い換えると、住民が市政へ参加できる権利の保障につながるものと考えています。

なお、「住民投票」には、一定の条件等をあらかじめ定めておく「常設型」と、それぞれの重要事項に応じて条件等を定める「個別型」とがありますが、検討の過程において、重要事項毎に条件等を定めた方がよりの確に住民の意思が確認できるものと考え、ここでは「個別型」で規定しています。

また、他都市の「住民投票」の事例を見てみますと、住民生活に多大な影響を与える重要事項、例えば、原子力発電所の建設や、最近では市町村合併に関することなどの事項で実施している場合が多いようです。

「住民投票」については、この条例の規定を根拠として直ちに実施できるものではなく、第3項に規定するように、その事案ごとに、必要事項を別に条例で定めて実施することとしています。これは、住民投票を行うべきかどうかを含め、市議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。

(第26条関係)

**Q4. 「住民投票」について、「市民投票」という表現でも良いのでは？**

A4. 本条例案における「市民」という言葉の定義は、第2条第1項にありますとおり、大分市に関わりのある人等ということで規定しています。

ここで、「市民」ではなく「住民」とした理由は、「住民投票」に該当する案件は、市政における重要事項であり、住民生活に多大な影響を与えるものと考えられることから、大分市に住所を有する人を対象に行うべきと判断したことによります。

参考までに、他都市の「住民投票」の事例を見てみますと、実務としては、いわゆる住民票などを基本とした、通常の選挙と同じような対応で投票を実施しています。

(第27条関係)

**Q5 . 「審議会、懇話会等」第3項について、「会議の公開に努めるものとする」とあるが、ここは「会議を公開しなければならない」ではないのか？**

A5 . 審議会、懇話会等の内容が公開に馴染まないもの、例えば、土地区画整理事業おける審議会では、個人の財産等を扱うために非公開としているものなどがあるため、ここでは努力義務として規定しています。

ただし、審議会、懇話会等の透明性及び公平性が図られることや、市民に対する説明責任などの観点から、公開出来るものについては、積極的に公開すべきと考えています。

## 8 . 第6章 まちづくりの推進について

(第28条関係)

**Q1 . 「都市内分権」とは？**

**また、そのことによって、地域がどう変わるのか？**

A1 . 「都市内分権」とは、市民により身近なところで行政運営やまちづくりの活動を行うべきであるという考えに基づき、行政が持つ権限や財源を本庁から支所等へ移すことや、行政が行っている事業のうち地域において主体的に行うことが望ましいと考えられるものについて、その権限や財源を行政から地域へと移すこと等を言います。しかしながら、市民主体のまちづくりを推進する上で、具体的にどのようなやり方が最も有効であるかについては、さらに議論が必要であり、大分市においても、現実に都市内分権を実施するに当たっては、慎重な検討を重ねる必要があります。

(第28条関係)

**Q2 . 「都市内分権」に「地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行う」とあるが、具体的には？**

A2 . 将来的な話にはなりますが、地域が主体性を持ってまちづくりを進めていくためにも、現在、大分市が行っている事業のうち、地域の自主性を活かした判断を行うべきと考えられるものについては、その権限や財源の一部を地域に下ろし、地域の責任と判断のもとで活動できるようにすることが必要ではないかと考えています。

また、そうした場合には、地域における受け皿づくりや地域間の調整などについて、行政の適切な支援が必要であると考えられます。